

景観計画の提案制度

○景観計画の提案とは？

土地所有者やまちづくり NPO などが、一定の条件を満たした場合に景観計画の策定又は変更を提案することができる、法に基づく制度です。

○誰が提案できるの？

次の個人や団体が提案できます。

- ・提案する区域内の土地所有者や借地権者
- ・まちづくり NPO 法人
- ・一般社団法人、一般財団法人
- ・景観づくり市民団体

○提案できる規模(面積)は？

3,000 m²以上の一団の土地です。

※法では原則 5,000 m²以上

○どのように提案するの？

提案者(個人・団体)は景観計画提案書を市長に提出します。提案に当たっては、土地所有者等の2/3以上の同意(人数及び面積)が必要です。

○提案したら採用されるの？

提案の採用については、審査基準に基づき審査し、判断します。

- ・市の上位計画(総合振興計画・都市計画マスタープランなど)に適合していること
- ・関係する市の条例・規則に適合していること
など

○手続の流れ

